

## 犯罪被害者等基本計画検討会における意見及び議論の概要

犯罪被害者等基本計画検討会においては、効率的に議論を進めるため、事前に書面により意見の提出を受け、これらの意見を前提に議論が行われた。そこで、事前に書面により提出された意見の内容を「意見」とし、これらの意見を前提に行われた議論の内容を「議論」とし、その概要を記載した。

犯罪被害者等基本計画検討会の開催状況、配布資料、議事録等は内閣府のホームページに掲載されている。

アドレス <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kihon/index.html>

### 【意見】

少年の更生のためには、プライバシーに関わる事実を含め広く情報を収集するとともに、少年の心情の安定にも配慮する必要があるため、少年審判は非公開とされているところであり、被害者による審判の傍聴や少年に対する質問等の制度を導入することについては、少年審判が非公開とされている理由を考慮しながら、慎重な検討が必要と考えている。この点、事件の内容等を知りたい、被害に関する心情等を家庭裁判所や少年に理解させたいとの御要望については、平成12年改正法による被害者配慮制度の運用により対応することが可能となっているものと理解している。

犯罪被害者等が少年審判を傍聴した場合には、少年が供述をしなくなったり、犯罪被害者等を意識した供述をするおそれがあり、そうなると、非行事実の認定に困難を来したり、少年の供述の信用性が判断しづらくなることが考えられる。また、少年や保護者等の関係者が、犯罪被害者等が同席するところで、プライバシーに関する事項等について発言することをためらい、家庭裁判所が要保護性に関する必要な情報を得にくくなることで、少年が非行に至った原因を解明しづらくなるということも考えられる。こうした場合、真相が十分に解明しきれなくなる結果、適正な処遇選択をすることが困難になるおそれがあることは否定できない上、審判廷でのやりとりが表面的になって少年の内省の深化が妨げられるおそれがあり、その結果、少年の再非行の防止を図ることで社会の安全を守ることが難しくなるおそれもある。

刑事処分になった場合は公開されていることもあり一律には言えないのではないか。適正な処遇選択等が困難というのであれば、少年の生立ちや生育歴等の要保護性のあるやりとりの時には裁判所の判断で被害者が退去すれば問題は無いと思うし、少年が被害者に暴言を吐くことを心配するのであれば、今まで被害者の証人尋

問がどのように行われてきたのか心配に思う。犯行状況や動機等については被害者の誰もが知りたいと願っているし、事件の真実を知ることができなければ被害者の心身の回復はあり得ない。

適正な事実認定を理由として、被害者からの審判出席の希望はきわめて強い。現在の審判は加害少年の更生に対する協力者のみで構成されており、事実認定も不十分な面があることは否定できない。2000年の改正法で検察官関与や裁定合議制が導入されたが、その適用事例は極めて制限的である。被害者から見れば、加害少年の主張に対して反論する者のいない審判廷では、事実と反する主張もそのまま認められ、虚偽の事実認定がまかりとおることになる。加害少年が適正な事実認定を受け適切な処遇を受けることは、被害者が社会復帰するために不可欠の前提なのである。また、加害少年の立場に立っても、審判において、自分がついた事実に関する「嘘」がまかりとおる、真実と異なる事実認定がされて軽い処遇を受けるとすれば、それは加害少年にとっては決してプラスではなく、更生にとって有害であることは明らかである。このように、少年審判においてもその適正な事実認定がきわめて重要であることは明らかであり、被害者はこの適正な事実認定を主たる理由として審判への出席を希望しているのである。

少年のプライバシーの保護であるが、そもそも加害少年の成育歴や家庭環境等の事件の背景にあるプライバシーとされる事項については被害者に知る権利があるのではない。犯罪事実についてのみ情報を得ても、なぜ加害少年がそのような罪を犯すに至ったのかについての情報を得ることなしには、被害者の納得はありえない。加害少年のプライバシー情報がメディアを含む一般国民に対しては保護されるべきであるとしても、上記の理由から、被害者本人は、その情報がたとえ加害少年のプライバシーに属するものであったとしても、これを知る権利を有すると考える。しかし、仮にこのような考え方をとることができないとしても、審判を事実認定過程と要保護性の審理過程に分けて、事実認定過程にのみ被害者の出席を認めることは可能であろう。現在の審判は事実認定と要保護性が渾然一体となって審理されているが、検察官関与が認められている以上、その場合の事実認定手続と要保護性審理手続は分離が前提とされており、被害者の審判出席においてもそのような手続を取ることは可能であろう。

加害少年の主体的な手続き参加の保障、つまり審判で加害少年に自由な意見表明権を保障することは、少年事件における適正手続き保障という意味においても重要なことである。被害者の審判出席に反対する論者は、被害者が出席すると加害少年が萎縮して自由な意見表明ができなくなるおそれがあるということを、その主たる反対理由とする。しかし、その理由とするところは、まさに「おそれ」であるにすぎず、何らの検証も経ていない。

審判は短期間に行われるものであるため、加害少年の反省が進んでいない場合もあり、そのような状態の少年の姿を見、その主張を聞くことは被害者にとってもプラスとは考えられないから、被害者の審判出席は認めるべきではないという主張もある。しかし、加害少年がそのような状況にあることの説明を受けた上で、それでも審判出席を希望するか否かは被害者自身の選択でしかない。そのような状況でも出席を希望する被害者に対し、「やめたほうがいい」などと言える第三者は存在しないのである。

2000年改正法で導入された意見聴取も、審判過程の情報が入手できないために、被害者の立場から見れば極めて中途半端な制度となってしまうている。捜査記録は入手できたとしても、審判で加害少年が何を言っているかを知ることなしに、その時期その時期に応じた適切な意見表明は不可能である。

現行規則29条で被害者を審判に出席させることは可能とする考えもある。しかし、同条は本来、加害少年の更生への協力者が想定されており、被害者の審判出席を認めるに際しては、新たにその旨の明文を規定する必要がある。

仮に被害者自身の審判傍聴を認めるべきでないという結論がとられるとしたら、被害者が審判過程において、審判の進行状況についての情報を取得するための代替手段を設けるべきである。2000年改正法では、捜査記録の閲覧・謄写が認められ、審判結果の通知は受けることができるが、審判過程での情報を取得する手段が保障されていない。しかし、被害者は事件の当事者であり、審判はまさに自分の事件について行われているものなのである。そのような審判から被害者自身をシャットアウトし、何の情報も与えないで良いとする根拠は何かが問われなくてはならない。もし、反対論者の言うように、被害者の面前では加害少年が萎縮してどうしても発言できないならば、ビデオリンクは採用できないか。被害者の代理人が出席することは可能なのか。テープに録音することは可能か。調査官が審判ごとに被害者に詳細な結果を伝えることは可能か等について検討し、被害者自身の審判出席に代わる制度を創設することが必要である。

## 【議論】

### 〔第4回検討会における議論〕

今、構成員は審判の傍聴的な話もあったかと思われるが、この少年審判が非公開とされており理由とも関連するところであり、少年自身が処遇選択に必要な事項を裁判官の前で率直に述べられるようにすると。また、少年の要保護性に関する事情を把握している関係者の十分な協力を得て、少年の社会復帰を妨げないよう、その心情の安定に配慮する必要もあるといったようなことから、いろいろな制度が今構築されているわけであり、その辺りこういった傍聴問題も含めまして、非常に難しい

というか、慎重な検討が必要ではないかというふうに考えている。

少年のプライバシーを守ることは当然だとしても、被害少年及び家族は、被害者はなぜ自分がこんな目に遭ったのか、それから、どういう育ちの人間に自分はこんな目に遭ったのかというようなことは、知りたいわけである。それは、被害者は自分の受けた被害に関する広い情報を取得する権利があると思う。だから、今までは警察でも少年の名前は教えてくれない、住所も教えてくれない。裁判所で記録を閲覧・謄写して初めて証人の名前もわかるというくらいの状況である。審判で被害者が出てきたから少年が萎縮して物を言えなくなるというよりも、むしろ加害少年の場合ほうそをつく場合が多いんですよ。だから、被害者が出ることによって、むしろほうそがつけなくなるということで、事実認定にも役立つんじゃないかと思う。

私は要保護性の部分の審判には、これは被害者は立ち会わなくてもいいと思う。事実認定の段階において、審判に立ち会わせてもらいたいというのが少年犯罪被害者の共通の願いである。要保護性は、今は渾然一体として行われているようなので、検察官の関与も非常に少ないようだし、それを分けてやってもらえれば、傍聴させてもらってもいいんじゃないかと思う。

加害少年への配慮が必要だということできないというのであれば、逆にそういう配慮ができるような形で、その範囲で被害者に傍聴ができるような、あるいは多少条件がついたとしても、そういう方向を探ることができないのかということと、もう一つ心神喪失者等医療観察法では、かなり違った仕組みだけれども、やはり被害者の傍聴が許される制度ができていますので、同じようにそういう方法は少年についても考えられるんじゃないかというふうに思う。

今、医療観察法の点に言及されたので、それとの比較ということでは、医療観察法の中の心神喪失等によって行った犯罪事実に相当する行為の認定の場面において、傍聴するということが基本的には考えられる。ただし、これを考えるときに、一体どういう資料に基づき裁判所がどういう審理を行って、事実を認定していったのかというあたりについては、ここは少年の保護事件の場合であると、記録の閲覧・謄写は審判継続中も含めてできるわけだし、その際には捜査機関から提供される証拠についてももちろんのこと、審判調書も被害者の方々は閲覧・謄写によって審判の状況を正確に反映することは可能な制度になっている。

先ほどのお話にあった要保護性と事実の認定手続、分ければいいじゃないかという、これは確かにもっとものようにも思われるが、要保護性の審理と事実認定の審理というのは、まさに普通は渾然一体となっているので、厳密には分けられないことが多い。

検察官関与が一番多い事件というものは、事実認定が熾烈に争われて、裁判官が非行事実を認定する方向で証拠を検討すると、いわば少年と対峙する形になり、こ

ういう状況が続くのは、その後の教育的な少年審判の基本に照らしてみても不適當であると、こういった場合が一番典型的に予想されている事件である。典型例は少年がそもそも犯人なのかが争われているような事件だと、そもそもおれは犯人じゃないと少年は言っているのに、事実認定の部分と、その上で君は確かに犯人だねと認定した上での要保護性の審理というものは極めて明確に分けられる。

ただ、実際の事件、これは刑事の事件でもそうであるが、多くの事件はそのような明確に分けられるものではなく、いわゆる犯情にかかわるようなものも含めた否認型のものが多いので、こういったものは裁判官がそもそも検察官の関与を求めるまでもなく、一件記録を精査して、少年側の言い分を十分尽くさせた上で、でもこういうところが違うよねということに鋭く指摘することによって、十分解決することができるものであり、そのような事件では要保護性と事実の認定手続は明確に分けられない。

少年事件は成人の事件と違うということは、これは私どももわかるが、この少年法というものは加害少年ばかりを念頭に置いて、被害者を全く頭に入れていない法律である。そのために、少年事件で被害を受けた者は泣き寝入りで、訳がわからないままずっと生活しなきゃいけない。そのうちに、少年は出てきて自転車であちこち飛び回っているというふうなことが実態である。だから、せめてどうして自分が襲われたのか、どういう子にやられたのかというくらいの情報は持ちたい。それくらいの配慮はしてもらえないかなというのが被害者の願いである。

そして、また私は被害者と加害少年が対峙することの方が加害少年に、ああ、大変なことをしたなという気持ちを起こさせて、立ち直りを早めることにもなるんじゃないかなという気がする。今のところ、被害者は本当にどこからも保護を受けないでほったらかしにされているということである。

この問題については、少年審判のあり方というものをどういうふうに考えていくかという一面深遠な部分もあり、今回の閲覧・謄写であるとか、事実認定の適正化といったような形で実は平成12年の改正少年法、これももともとは閣法で出したものが廃案となった後、議員立法で成立したという経緯もあって、その中でいろいろテーマについて、先ほど記録の閲覧・謄写のあり方について、改正少年法の5年後見直しの検討課題となるということを申し上げたが、その意味では被害者の方々が審判についての情報を得ていただく、あるいは今言われた対峙するという問題、これはかなりそれを越える部分があるけれども、こういう情報を得るあり方については、5年後見直しのテーマというふうに私どもは考えており、ただ今からどういう方向ということを上申することは困難ではある。

先ほど医療観察制度では、最初のその事実に関しては被害者は傍聴できると言いましたが、それと同じような形で、被害者の方は少年事件だと犯人の姿も知れない、

見ることもずっとできないということが多いわけで、被害者本人がそこに傍聴に行きたいかどうかは別として、本人が行きたいときは行けるといふふうに一回だけでもそういう事実を加害少年が事件についてどう述べるか、最初のそういう場面だけでも一度出る機会を与えられないだろうかといふふうに私は思っているが、今度の改正の時期にでも、そういうことができないだろうかといふふうに思う。

医療観察制度との比較についてはよくわからないけれども、少年審判というのは特殊な性質のものであり、基本的には裁判ではなく、少年に対する福利を図る一種の行政的な手続という位置付けである。

内容的にも、非常に心情不安定な少年を扱うので、成人の場合とはかなり違った微妙な配慮を示さなければならない。そのところに被害者の方が立ち会って、一種の対決的ないし対峙的な構造を生じさせるのが適切なのだろうか。この点は、少年法の本質にかかわるようなところもあるので、慎重の上にも慎重でなければならないと思う。

先ほど来お話があったような被害者の方の置かれている状況、それを背景にした要求というのは、実際の少年事件のことを伺うと、もっともだと思う。したがって、最低限、どういうことが起こって、それでどうなったのだといふことの情報の開示は、本当に十分なものを工夫をして実施していただく必要がある。そこがまず出発点だと思う。しかし、そこから先に進んで、被害者等が要求すれば傍聴できるかどうかといふことになると、今申したような微妙な問題が出てくるので、そこは慎重の上にも慎重に考えなければならず、そう安易に結論を出すことができる問題ではないように思う。

基本的には、真実を知りたいという気持ちは何にも勝るものであることが多い。もちろん知れば非常にダメージを受ける。でも、それは事実ですから、ダメージを受ける人がいることも確かだけれども、それでも知りたい人はいるし、そういう場合にはむしろ真実を知りたい気持ちをちゃんと尊重できて、その権利が行使できて、その後のダメージについて心理的支援を行うんだといふふうに考えないといけないと思う。心理的な評価といふところから考えて、被害者を保護するかどうかを先にお役所の方で決めるというのは非常に差し出がましいことであって、ここについてははっきり順序があるんだといふことを知った方がよいと思う。

被害者の方は選択権を持ってない、最初から禁じられているといふのでは、ご本人が本当に知りたいと思うときにはたとえ辛くても見に、あるいは聞きに行けるといふことが大事なので、それをご自身で避けるなら、それでそれは本人の判断でいいことだけれども、そういう権利が制限されているといふことが問題なんだといふふうに思う。

〔第5回検討会における議論〕

「少年審判の傍聴その他の」という文言を付加するという点であるが、私は結論から申し上げて、相当に疑問を持たざるを得ないと思っている。犯罪被害者の立場から見れば、確かにその気持ちはわかるが、物事は犯罪被害者の立場からだけではちょっとどうしてもまずいということが出てきて、特に少年事件という問題については、それこそ何十年にわたって少年、未成年の権利の保護と、まだ可塑性に富む少年の将来を期してということで、さまざまな手続がなされていて、成年とは違った少年法というものができていて、この傍聴についても少年の将来性、あるいは名誉、プライバシーというものを考慮してのことであるわけである。だから、相当問題なので、そこに「少年審判の傍聴その他の」というような文言を正面に例示とはいえずというようなことはいかなかなと思わざるを得ない。なかなか悩ましいところであることはわかるが、ずっと積み重ねてきた考え方を、その重さというものをぜひ考えていただきたいと思わざるを得ない。

現に前回もこの点について、他の構成員から「傍聴問題も含め、非常に難しいというか、慎重な検討が必要でないかと考えている」との意見があり、私も同意見であったので、あえて異議は申し挟まなかったが、今回このように少年審判傍聴というようなことを入れるということはいかなかなものかと思っている次第である。

私たちも前回、傍聴の必要性についての意見書を提出している。被害者が傍聴するということがそれほど悪影響を及ぼすというような検証は全くなされていない。この前は事実認定と要保護性の点から議論をしたが、傍聴したいという要望が非常に強いわけだから、この意見を踏まえた検討を行うことすらだめだという構成員の意見に私は賛成できない。検討しようという検討さえも入り口でストップすると、これは参加の機会を増やすというこの基本法の方針からいっても、議論自体をストップさせようということは行き過ぎだと思っている。

私も全く同じ考え方で、今までの少年法ではあまりにも加害少年に偏っているということで少しずつ改正をされてきているわけである。被害者が傍聴できないことも少年の将来があるからということがよく理由にされるが、本当にそうなのだろうか。その少年が自分の犯した罪と真正面から向き合って、それを乗り越えることで本当の社会復帰がなされるのではないだろうか。それを少年法の方針だからということで、すべて入り口でだめにされるとということは基本法の方針にも合わないと思うし、私たちは少しでも被害者のためになるものを今つくり上げるためにここにいるわけなので、ぜひこれはこのまま進めていただきたいと願っている。

私が検討すらしないという態度だということだが、そうではない。前回の構成員のご意見でもそういうことではない。その構成員の意見に私は賛成と申し上げており、検討はなされるのだろう。確かに、少年の立場、これは重たいものがある。被

害者の気持ち，立場も重たいものがある。しかし，このように正面から記載することになれば，相当程度の比重，重さというものが出てきて，誤解を与えるのではなかということをお願いしている。前回の表現でも，前回の文章でも十分にその可能性，検討の余地は含んでいると思う。

とにかくいろいろ前向きに考えて，見直してみよう。見直した結果，何が出るかわからないが，見直してみようというのが基本法だろう。だから，見直し自体がいけないという，シャットアウトするのはおかしいと思う。

少年事件の審判を傍聴するというのは，被害者の権利として相当程度に重いからその例としてあえて入れたいという要請であるのだと思う。ただ，少年法は被害者に対する配慮がほとんど今までなかったのが問題になって，意見陳述ができるようになり，そしてそのバランスが今変えられていくときなので，こういう検討の中に入れるという分にはむしろ正当なことではないか，検討の課題に入れることまで制限することはないように感じるが，どうだろうか。

それから，この前もお話ししたが，心神喪失者等医療観察法では傍聴を被害者ができるようになっていて，医療観察法も同じように医療とか精神障害者の人権で，ちゃんと治療すれば立ち直っていくということがあって，同じような配慮がされるけれども，傍聴は認められている。だから，少年法では不可能だということではないのではないかと，少なくともしっかりと検討をしてもらった方がいいのではないかと思うが。

私は，前回，精神障害者との比較については，そう簡単に比較できるものかどうかかわからないと申し上げたが，少年審判に限って言っても，かなり慎重な検討が必要だろうということも申し上げた。その意見は変わっていないが，今までの議論では，要するにこれを例示として出すべきかどうかという点で意見が分かれているだけで，構成員も検討しないということを言っているわけではないということなので，そうだとすれば，例示として入れるとしても誤解を招かないように，例えば，「少年審判の傍聴の当否あるいは可否を含め，犯罪被害者等の意見，要望を踏まえた検討を行う」というふうにしておけば，ニュートラルな表現なので，とにかく検討はするということははっきりするのではないか。制度論としては「可否」の方が適切かもしれない。